

川崎市自治推進委員会 ニュースレター



Vol.2 / 平成25年3月
川崎市総合企画局自治政策部



第2回委員会では1 自治基本条例に基づく市の制度等の運営状況について、2 「事業者の社会的責任(CSR)」及び「情報共有」に関する取組について、それぞれ審議しました。

平成25年3月25日に開催した第2回川崎市自治推進委員会では、自治基本条例（以下条例）に基づく市の制度等の運営状況とともに、第1回委員会で決定した調査審議項目のうち、第8条に関連する「事業者の社会的責任(CSR)」、同じく第23～27条に関連する「情報共有」に関する取組について、これまでの取組状況等を踏まえつつ、意見交換を行いました。

川崎市自治推進委員会とは？

条例第33条に基づき、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置された委員会です。委員会は公募市民と有識者の計6名で構成されています。

これまでに第1期～第3期が設置され、それぞれ報告書を取りまとめました。今回設置された第4期の委員会は、平成24年12月から平成26年3月までの任期となっています。



第2回委員会に先立ち、小委員会を行い、調査審議事項を2項目追加しました。

第2回自治推進委員会に先立ち、平成25年1月30日に小委員会を開催し、条例に基づく市の制度、施策の運営状況について、条文ごとにとり組をまとめ、それをもとに今後の委員会において重点的に調査審議する項目について、委員間で議論し、論点や課題の洗い出しを行いました。

その結果、第1回委員会で決定した事業者の社会的責任(CSR)、情報共有、参加、協働、区民会議の5項目に加え、コミュニティと評価を加え、7項目を調査審議項目としました。

調査審議事項（下線のある項目は新たに追加した2項目）

- 1 事業者の社会的責任(CSR)について（条例第8条関連）
- 2 情報共有について（条例第23～27条関連）
- 3 参加について（条例第28～31条関連）
- 4 協働について（条例第32条関連）
- 5 評価について（条例第17条関連）
- 6 区民会議について（条例第22条関連）
- 7 コミュニティについて（条例第9条関連）



条例に基づく市の制度等の運営状況について確認し、意見交換を行いました。

事務局からの「条例に関する制度等の運営状況」の説明に基づき、これまでの取組や評価の視点等について、意見交換を行いました。その中でも特に、条例第10～12条に関連する「議会」を中心に意見が出されました。

議会に関する主な意見

・議会改革のポイントは3つ。議会改革のスピード、実行力。それと議会が遠い存在であること。夜の議会報告会を開けないものか。

・議会は条例制定権を持っているが、条例制定時に特に関係する方々と十分な意見交換、情報提供をしてほしい。

・議会に市民がアプローチをしていく場づくりが必要。
・市民が議員とともに議案を考えていく場づくりをしていく取組は、特に大都市部において今必要なことだと思う。

「事業者の社会的責任(CSR)」及び「情報共有」に関する取組について

意見交換を行いました。

「事業者の社会的責任(CSR)」では、主に市が事業者として果たすべき役割、大学・高校との連携について、「情報共有」では、主に情報共有の役割、ソーシャルメディアの活用方法、今後議論していくことになるコミュニティに関連することについて、意見が出されました。

事業者の社会的責任(CSR)に関する主な意見

【事業者としての市役所のCSR】

- ・市が国連グローバルコンパクトに登録をし、川崎独自の「かわさきコンパクト」をつくっているが、市民にはマイナーである。
- ・この理念は行政の中で基本になっているので、そういうことを周知させていく必要がある。市民や中小企業への「かわさきコンパクト」の周知も必要。
- ・市が指定都市として全国に先駆けて公契約条例を導入したことは素晴らしい。これをどのように改善させながら、より良いものにしていくかというところが必要ではないか。

【大学・高校との連携】

- ・大学との連携は学生を指導する教員が市とどれだけ事業と一緒にやれるかにかかっている。
- ・大学生が地域と連携が取れて顔見知りになることや、他世代の人たちと同じ目的をもって活動できるということは素晴らしい。
- ・若い人の参加が課題なので、高校生が地域に関わるような仕組みづくりが検討できないだろうか。

【防災における事業者との連携】

- ・防災との関係で、事業者が地域とどのように関わっていくかは大きな課題である。

【行政内部の仕組みづくり】

- ・CSRの取組が行政内部で共有されず不十分な面があることに對しては、事務的な仕組みをつくるしかない。そして、市長が強い意志を持っているということ。それから法律等の後ろ盾があること。事務的なルールが確立されないと理念だけでは継続できないと思う。

情報共有に関する主な意見

【情報共有の役割】

- ・条例で、市民に情報提供をするという仕組みがあり、市政に参加できることを訴えているが、かわさき市民アンケートから、当の市民がそこに対する問題意識を持っていない部分を読み取れる。本委員会として考える必要がある。
- ・情報共有の役割は、暮らしの利便性を高めることと、参加の前提となること。情報の問題も参加の条件としての情報ということを考える必要がある。

【きっかけとなる情報提供の手法】

- ・まちづくりは自分の住んでいる周りの問題からスタートしていかないと市民は無関心になってしまう。市民だけでできないことは行政と協力して行うという認識は持っているので、その意識をどう活かすか。
- ・20、30代の女性がまちづくりに参加するきっかけや活動内容が浸透していない。活動に参加できるように、広報の仕方を考えないと、行政任せになってしまう。
- ・町内会、自治会は地域コミュニティの核。若い人が参加する仕掛けをどうつくるかということがやはりコミュニティの原点だと思う。

【ソーシャルメディアの活用】

- ・市全体で活用することは大変なので、例えば、子育て世代をターゲットに、地域に関する情報交換を行政と地域で展開をしていくことは、事例的な試みとして面白いのではないか。
- ・現在、市では子育て支援のグループが子育て支援センターで網羅されている。そこでは乳幼児、未就学児のお母さんが集まるので、紙媒体とともに時々口頭で情報発信するという方法も効果的ではないか。

第4期委員会の調査審議スケジュール

H24年度 H25.3.25 第2回自治推進委員会

○委員会の開催(第3回5月、第4回7月、第5回10月)
委員会の審議内容については、市ホームページへの掲載やニュースレターの発行等を通じて随時周知。

H25年度

報告書のとりまとめ

3月下旬 報告書を提出

H26年度以降

報告書内容を踏まえた必要な取組の検討・実施

第3回委員会について

【日時・場所】

平成25年5月30日(木) 16:00~17:30
高津区役所

【議題】

- 参加について(条例第28~31条関連)
- 協働について(条例第32条関連)
- 評価について(条例第17条関連)

※ 傍聴が可能(先着10名)ですので、興味のある方は、ぜひお越しください。

発行/
お問い合わせ先



川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044(200)2168 FAX 044(200)3800 メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページもあわせてご覧ください。

川崎市自治基本条例



※ 市の電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けしています。

